

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 大気汚染防止法施行令、水質汚濁防止法施行令及び湖沼水質保全特別措置法施行令の一部改正（第一条から第三条まで関係）

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）の施行に伴う所要の規定の整理を行うこと。

第二 環境省組織令の一部改正（第四条関係）

環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関する事務のうち、大気の汚染の状況に係るものについては大気環境課の所掌事務とし、水質の汚濁の状況に係るもの（土壌環境課の所掌事務を除く。）については水環境課の所掌事務とし、地下水の水質の汚濁の状況に係るものについては土壌環境課の所掌事務とすること。

第三 施行期日（附則関係）

この政令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平

成二十五年十二月二十日( )から施行するものとする。